

市販薬でもドーピングの恐れ(2019年版)

Q：市販薬(OTC)でもドーピング違反になる可能性があると言いました。どのような成分に注意が必要でしょうか。

A：ドーピングにて禁止になる成分は、毎年1月1日から新しくなりますので、競技者や薬剤師は常に新しい情報を把握する必要があります。2019年版では、市販薬(OTC)に関する部分では変更はありませんでした。ただし、健康食品での違反例を反映して、禁止表にあらためて禁止であることが明示された物質もあります。健康食品は、インターネットで手軽に購入できますが、表示内容の保証ができないため、判断できずに使用してしまう危険性があります。

市販薬での注意点

同じような薬効を持ち、名称の非常によく似た商品名の市販薬があります。名称がほとんど同じでも、接頭語として「新」がついたり接尾語として「～K」や「～A」がついているだけで成分が異なることがあります。以下に市販薬に関する注意点を解説します。なお、ここに掲載された成分だけが禁止物質ではありませんので、個別の商品ごとに表示を確認したり、薬剤師(スポーツファーマシストを含む)に相談するなどして慎重に使用するようお願いします。

(1) 解熱鎮痛薬

市販薬(OTC)の解熱鎮痛(飲み薬、湿布薬等)の成分は、禁止物質に該当しません。

(2) 総合感冒薬

多くの総合感冒薬にはS.6興奮薬(競技会時禁止物質*)が配合されています。

- ・競技会時禁止物質：エフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄(エフェドリン類を含む)、半夏(エフェドリン類を含む)、プソイドエフェドリン(すべてS.6興奮薬)。

(3) 咳止め・去痰薬

コデイン類(コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩等)は麻薬の成分ですが、禁止物質には該当しません。

- ・常時禁止物質*²：トリメトキノール、メトキシフェナミン(すべてS.3ベータ2作用薬)
- ・競技会時禁止物質：エフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄、プソイドエフェドリン(すべてS.6興奮薬)

(4) 胃腸薬

ホミカ(ストリキニーネを含む生薬)はS.6興奮薬(競技会時禁止物質)です。

- ・競技会時禁止物質：ホミカ(商品パッケージにはホミカエキスと表示されています)

(5) 便秘治療薬

成分に禁止物質である麻黄を含む商品があるので注意が必要です。(例：防風通聖散など)

(6) アレルギー用薬(鼻炎用内服薬)

商品によっては禁止物質を含むものがあるため注意が必要です。

- ・競技会時禁止物質：メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン

(7) 点鼻薬

血管収縮剤であるナファゾリン、テトラヒドロゾリンおよびオキシメタゾリンは S.6 興奮薬(競技会時禁止物質)ですが、点鼻などの局所使用は使用可能です。

(8) 痔疾用薬

痔疾用の坐薬・軟膏の中には血管収縮剤として(エフェドリン類)やステロイド(ヒドロコルチゾン等)の成分は、競技会時禁止物質が含まれているものもあります。

・競技会時禁止物質：メチルエフェドリン、糖質コルチコイド

－痔疾用の坐薬・軟膏に含まれる糖質コルチコイドについて：

糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐薬を競技会時に治療目的で使用する場合は治療使用特例(TUE)が必要ですが、単に市販薬を購入した場合は、医師の診断や所見の記入がないため TUE 申請ができません。購入使用前に必ずスポーツドクターやスポーツファーマシスト等の専門家へ確認を行うようにしてください。

なお、肛門に塗布する糖質コルチコイドを含有する場合は、従来どおり禁止されません。

(9) 目薬

ナファゾリンおよびテトラヒドロゾリン等の血管収縮剤は点眼を含む局所使用は可能です。

(10) 皮膚外用薬

多くの皮膚外用薬には S.9 糖質コルチコイド(競技会時禁止物質)が含まれていますが、皮膚への局所使用は可能です。

(11) 漢方薬

漢方薬を構成する生薬にはそれぞれ多くの成分が含まれており、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいのが現状です。これらのことから、漢方薬の使用はできるだけ避けて西洋薬のような成分が明らかになっているものを使用するほうが望ましいと考えます。薬剤師は競技者にはこれらのことを十分説明し、理解してもらうことが大切です。

なお、明らかな禁止物質の例としては、S.6 興奮薬(競技会時禁止物質)であるメチルエフェドリンを含んでいるマオウ(麻黄)や、シネフリンを含んでいる S.6 興奮薬(競技会時禁止物質)であるホミカ(馬錢子)があります。商品パッケージには、マオウやホミカなど生薬名で表示されています。さらに2017年1月1日から、ヒゲナミン(S.3 ベータ2作用薬)が常時禁止物質であることが明示されました。ヒゲナミンはゴシュユ(呉茱萸)、サイシン(細辛)、ブシ(附子)、丁字(チョウジ)、ナンテン(南天)などに含まれている物質です。

(12) 鉄欠乏性貧血薬

生薬由来成分が配合されている鉄剤は注意が必要です。

(13) 滋養強壯薬

滋養強壯薬には、テストステロン(S.1 蛋白同化薬(常時禁止物質))等が含まれている商品があります。テストステロン等は内服薬だけでなく塗り薬も注意が必要です。滋養強壯薬に含まれる漢方・生薬についても、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいと思われます。競技者にはこれらのことを十分説明することが大切です。

・常時禁止物質：テストステロン、メチルテストステロン

(14) 育毛剤

体毛や髭(頭髪以外)等を増やす目的で使用する育毛剤には、テストステロン等が含まれているものがあります。

・常時禁止物質：メチルテストステロン、プロピオン酸テストステロン

健康食品・サプリメント

健康食品やサプリメントの表示は、成分ではなく原材料名で表示されているものが多く、また含有されるもののすべてが表示されている保証がないため、禁止物質が含まれていても分からずに使用してしまう危険性があります。特に外国製サプリメントではデヒドロエピアンドロステロン(DHEA)製剤、テトラヒドロゲストリノン(THG)、メチルヘキサミン(ゼラニウム油またはゼラニウム根エキスとも呼ばれる)またはそれらの成分を含む製剤が市販されており、インターネットでも簡単に購入できます。外国製サプリメントについては2001年の調査で蛋白同化男性化ステロイド薬の成分を表示していないサプリメント商品のうち約15%から蛋白同化男性化ステロイド薬の成分が検出されたという報告がありました。蛋白同化男性化ステロイド薬の成分のほかにも、覚せい剤、合成麻薬の誘導体、食欲抑制剤誘導体、エフェドリン類等の成分などの無許可医薬品成分が確認された例も報告されています。

薬剤師が競技者から健康食品やサプリメントの問い合わせを受けたときは、その商品に禁止物質の表示がなくても、禁止物質を含んでいる可能性があるため、「問題がない」という保証はできないことを説明する必要があります。サプリメントの成分表示が守られない場合があるということはすでに知られているので、故意に服用した場合でなくてもドーピング検査で禁止物質が検出されれば違反となってしまいます。

禁止物質の公開について

ドーピング禁止物質などを規程した禁止表国際基準は、毎年1月1日に施行され、その年の12月31日までの1年間のみ適用されます。2019年における禁止物質に関しては、世界アンチ・ドーピング規程における「2019年禁止表国際基準」に基づいて判断してください。

禁止物質の問い合わせ先

ドーピング禁止物質の問い合わせは各都道府県薬剤師会や体育協会にて受け付けています。各ホームページを参照しお問い合わせください。また、日本アンチ・ドーピング機構のホームページでは問い合わせに対応するスポーツファーマシストの連絡先が公開されています。

禁止物質を調べるサイト

Global DROでは、成分名や商品名を入力して検索することが可能であり、国際基準禁止表に則り、競技会、競技会外で禁止物質・禁止方法に該当するかどうか、および投与経路によって禁止されるかどうかについて調べることができます。また、パソコンとスマートデバイスの両方に対応しているため、外出先からでも調べることができます。検索する商品名や成分名は、正確なつづりで検索するよう注意してください。表示された結果はPDFの形でダウンロードでき、そのままメール送信することも可能です。

このように、Global DROを利用することで、誰でも簡単に禁止物質の検索が可能になりま

した。薬剤師は、これを一つのツールとして利用するとともに、これまで利用してきた「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック(日本薬剤師会発行)」や「WADA 禁止表国際基準」等で調べる、問い合わせを行うなど複数の方法を使って確認すること、最新情報を入手するように努めるなどして適切な対応に心がけてください。商品名による検索で該当商品が見当たらない場合は、成分名(添付文書等にて英文スペルを確認する)にて検索を行うとよいでしょう。

スポーツファーマシストとは

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が資格を認定している制度で、認定されるのは薬剤師です。薬の情報を提供する観点からアンチ・ドーピングの役割を担っています。

全国には、8,711名(2018年4月2日時点)のスポーツファーマシストがおり、そのうち北海道には、283名のスポーツファーマシストがいます(2018年4月時点)。薬局・薬店にて選手やスポーツ関係者等が市販薬を購入する際にも相談できるように、スポーツファーマシストの連絡先などをJADAのホームページに掲載しています。全国どこにいる選手でも困ることのないよう多くのスポーツファーマシストが登録されるよう期待されています。

*¹競技会時禁止物質：競技会時検査にて禁止となる物質

*²常時禁止物質：競技会時検査および競技会外検査(抜き打ち検査)にて禁止となる物質

用語解説

禁止物質ならびに禁止方法：S.0～S.5は常時禁止物質、M.1～M.3は禁止方法、S.6～S.9は競技会時禁止物質、P.1は特定競技において禁止される物質が規程されている。

TUE申請(治療使用特例)：TUE申請をした結果、医療目的で使用していることが認められ、付与または承認されれば、慢性疾患を持つ競技者が禁止物質を使用しながら競技に参加できる。TUE申請書は2015年からは英語記入が必要となっている。

特定物質：禁止表の中でも医薬品として広く市販されている物質、不注意でドーピング規則違反を起こしやすい物質、あるいはドーピング禁止物質として比較的濫用されることが少ない物質とされているもの。特定物質によるドーピング違反では、この物質の使用が競技力向上を目的としたものではないことを競技者が証明できれば、制裁措置が軽減されることがある。

【 参考資料 】

- 1) 薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2019年版(毎年最新号は5月末頃公開)
日本薬剤師会ホームページ <http://www.nichiyaku.or.jp/>
- 2) 2019年禁止表国際基準
日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.playtruejapan.org/code/>
- 3) JPN ドーピング・データベース第2版－世界ドーピング防止規程 禁止表国際基準－
2010(日本体育協会監修)、じほう
- 4) スポーツファーマシスト検索ページ
日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <https://www.sp.playtruejapan.org/>
- 5) Global DRO <https://www.globaldro.com/>